

かつらぎ町と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの

連携と協力に関する協定書

(疑義等の決定)

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上、決定する。

かつらぎ町（以下「甲」という。）と、国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）は、相互の発展のため連携と協力をすることに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が様々な分野で相互に連携と協力をすることにより、学術の振興、産業の発展及び活力ある個性豊かな地域づくりに資することを目的とする。

令和5年7月14日

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、次の各号に掲げる事項について、連携協力して取り組むものとする。

- 一 多様な社会ニーズに応じたまちづくり
- 二 STEAM教育を取り入れたふるさと教育の推進
- 三 高野山会議と共に振興し、高野山麓地域が一体となりその意義を発信
- 四 その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（甲） 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長

中 田 友 稔

東京都目黒区駒場四丁目6番1号

（乙） 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター

所 長

井 田 正 和

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和5年7月14日から令和6年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれか一方からの書面による終了の意思表示がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。